



お知らせ

都市計画変更案の縦覧を実施します

問 谷和原庁舎都市計画課 ☎58・2111（内線5106）

県・市では、都市計画法の規定に基づき、福岡地区の福岡工業団地土地区画整理事業区域内の都市計画と谷井田地区の用途地域の変更案を縦覧します。この案に意見のある方は、縦覧期間中に意見書を提出できます。

▼縦覧期間 11月2日(木)～16日(木)
▼縦覧場所 市都市計画課、茨城県土木部都市局都市計画課
▼時間 午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日を除く）

▼内容
◆県決定案件：区域区分の変更、下水道区域の拡大
○市決定案件：土地区画整理事

①生産調整達成農家



お知らせ

水稻農家の皆さんへ

問 谷和原庁舎産業経済課 ☎58・2111（内線3103）

引き続き、需要に応じた生産調整をお願いします

茨城県農業再生協議会では、平成30年産からの米政策の見直しに対応するため、新たな基本方針を策定しました。

これに基づき、来年度以降も、これまでどおり主食用米の生産の目安となる「生産数量調整に

業、用途地域の変更、地区計画の決定

▼意見書の提出 意見書に必要な事項を記入し、次へ直接または郵送で提出してください。
※意見書の様式は都市計画課にあります。直接の場合は、谷和



手続き・申請

農業用暗渠排水設置に補助金を交付

問 谷和原庁舎産業経済課 ☎58・2111（内線3105）

水田に農業用の暗渠排水を施工した方は、補助金を申請することができます。

▼補助の対象

①生産調整達成農家

原庁舎都市計画課で受け付けます。郵送の場合は、11月16日(木)必着です。
【問い合わせ】

◆県決定案件：茨城県土木部都市局都市計画課（〒310-8555 水戸市笠原町978-6）

○市決定案件：都市計画課（〒300-2492 つくばみらい市加藤237）

②申請は年に1度限りで、年度内に施工した圃場に限る。

③補助対象となる施工圃場については生産調整の対象圃場に

限る。

④補助対象となる資材については、パイプ類および水こう

▼補助額 消費税を抜いた資材費分（限度額8万8000円）

※補助金は、予算の範囲内での支払いとなります。市の予算を上回る場合には、補助金の単価調整を行う場合があります。

※工事は対象となりません。

▼申請方法 申請書類に必要事項を記入し、産業経済課に提出してください。

※申請書類は産業経済課窓口においてあります。

▼申請期限 平成30年2月28日(水)



手続き・申請

浄化槽設置には補助制度があります

問 谷和原庁舎上下水道課 ☎58・2111（内線5303）

市では、公共下水道・農業集落排水事業・コミュニティ・プラ

ント排水事業計画区域を除く地域で、市民の皆さんが浄化槽を設置する場合、費用の一部を左表のとおり補助しています。

留意事項

◆補助を受けるには、「維持管理に係る一括契約」および「法定検査の事前申し込み」が必要です。

また、平成29年度の申請期限は、11月30日(木)です。
※浄化槽設置工事を補助金交付

決定日以降に着手し、年度内に完了する必要があります。

◆公共下水道・農業集落排水施設・コミュニティ・プラント排水事業の供用開始区域においては、下水道などへの早期接続をお願いします。

◎詳細については左記までお問い合わせください。

【問い合わせ】
・上下水道課 ☎58・2111
（内線5303）
・茨城県環境対策課 ☎029・301・2966

◎通常型の補助額は下表のとおりです。

通常型	単独処理浄化槽やくみ取りトイレからの転換の場合※	新築などの場合
5人槽	29万4,000円	
7人槽	34万2,000円	
10人槽	45万9,000円	

※単独浄化槽からの転換の場合は別途撤去費9万円を補助。

◎牛久沼流域については、窒素除去型（N型）の設置となります。補助額は下表のとおりです。

窒素除去型（N型）	単独処理浄化槽やくみ取りトイレからの転換の場合※	新築などの場合
5人槽	64万5,000円	53万3,000円
7人槽	77万2,000円	64万4,000円
10人槽	95万9,000円	78万7,000円

※単独浄化槽からの転換の場合は別途撤去費9万円を補助。